

公述意見の要旨及びこれに対する都の見解

小平都市計画都市再開発の方針及び小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針の原案を平成26年7月1日から同月15日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第16条第1項の規定により、公述の申出があり、平成26年8月20日に公聴会を開催した。その公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解は次のとおりである。

名 称	公 述 意 見 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
小平都市計画 都市再開発の方針	<p>【再開発の施策の方向】</p> <p>(1) 「Ⅲ. 2 (1) 拠点の整備」中、既定計画にある「個性ある住宅都市として発展させるため」の削除をやめることを要望する。既視感にあふれた商業施設を展開したり、駅前に高層マンションを建てやすくするなど、都市再開発の目的が一部の業界団体の利益のためにあるのではないかと疑われる。</p> <p>【計画策定の手続、縦覧等の手続について】</p> <p>(1) 住民と意見交換を行い、その内容を取り入れる方法を都市再開発の方針というマスタープランに明記すべきである。</p>	<p>(1) 当該箇所の記述は、拠点として整備する地区の再開発の施策の方向について他の都市計画における表記に合わせ整理したため、削除したものである。</p> <p>なお、新しい都市再開発によって完成された住宅都市に対し、個性がないとの批判を避けるために削除するのではないかという点については、既定計画のまま「1基本方針」の中で「それぞれ特徴ある拠点として整備を進める」と記載しており、本方針は、引き続き、特徴ある都市づくりを目指すものである。</p> <p>(1) 都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に定めるべき事項が記載されている。また、都市計画決定手続は都市計画法に規定されており、これに基づき公聴会等の住民や利害関係人から意見を求める手続を進めている。</p>

<p>小平都市計画 住宅市街地の開発整備の方針</p>	<p>【住宅市街地の開発整備の目標】</p> <p>(1) 「2(1) 実現すべき住宅市街地の在り方」「2(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」中、既定計画にある「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」の削除をやめること。まるで未成熟な時期の東京都の高度成長的な都市開発を再現することが目的だと疑わざるを得ない。「防災」と「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」を併記すべき。</p> <p>(2) 防災を強調するのであれば、緑の防火機能についても明記してほしい。</p> <p>【計画策定の手続、縦覧等の手続について】</p> <p>(1) 住民と意見交換を行い、その内容を取り入れる方法を</p>	<p>(1) 東日本大震災の被災経験を踏まえ、住宅市街地に改めて高度な安全性の確保が求められていることから、「住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」において「首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現」に向けた目標を定めており、御意見にあるような未成熟な時期の東京都の高度成長的な都市開発を再現することが目的ではない。なお、「実現すべき住宅市街地の在り方」では、「居住の場としての魅力を高めていくことが、都民生活の質の向上はもとより、都市社会に活力と安定をもたらし、首都東京の持続的な発展に寄与するもの」との認識を示している。</p> <p>(2) 「住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」の目標1に、「震災等に対する高度な防災機能や、低CO2など優れた環境性能、潤いのある景観や緑など、安全で魅力ある住宅市街地を形成する」ことを定めている。なお、その目標を実現する個別の手法については、地域の特性により異なるため、共通の事項として定めていない。</p> <p>(1) 住宅市街地の開発整備の方針に定める事項は、大都</p>
---------------------------------	--	--

	住宅市街地の開発整備の方針というマスタープランに明記すべきである。	市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に規定されている。また、都市計画決定手続は都市計画法に規定されており、これに基づき公聴会等の住民や利害関係人から意見を求める手続を進めている。
--	-----------------------------------	---